

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（平成 26 年度から同 30 年度まで）

年 度		26			27			28			29			30			
区 分		新規	係属	計	新規	新規	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		2	3	5	2	0	2	1	0	1	1	0	1	8	0	8	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	2	0	2	
	判 定	受理後の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
		認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果			取 下 げ	係 属 状 況
					却 下	判 定			
						受理後の却下	棄 却		
平成 30 年度 新規	—	市長部局事務職員	職務命令の無効確認	30.4.12	30.5.15				
	平成 30 年人委 (措) 第 1 号	市立中学校教員	朝の職員打合せ開始時刻の変更等	30.4.9			30.7.23		
	平成 30 年人委 (措) 第 2 号	市長部局事務職員	恒常的な超過勤務命令を行わないこと等	30.6.4			30.12.19		
	平成 30 年人委 (措) 第 3 号	市立中学校教員	男女別の休養室の設置等	30.9.10			31.3.18		
	平成 31 年人委 (措) 第 1 号	市立中学校教員	休養室を使用可能な状態へ設備を整えること等	30.12.26					

平成 31 年 人委 (措) 第 2 号	市立中学校 教員	午後 10 時以降 に命じた勤務 に対して深夜 手当を支給す ること等	31.3.11														○
—	市立中学校 教員	男女混合名簿 を導入し差別 的な人権教育 を改めること 等	31.3.13	31.3.29													
—	市立中学校 教員	安全配慮義務 にのっとった 学校運営を行 うこと等	31.3.27														○

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数 (平成 26 年度から同 30 年度まで)

年 度		26			27			28			29			30			
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
審 査	口頭審理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	書面審理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		承認	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分内容	受付日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
平成30年度新規	平成30年人委(審)第1号	市立中学校 教員	転任	30.5.29	0		31.2.20					

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項又は第3項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成26年度から同30年度まで）

年 度		26			27			28			29			30		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	口頭弁論	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0